

○個人が企業発行ポイントを取得又は使用した場合の取扱い

(令和元年 10 月 1 日現在法令等)

問 私は、ドラッグストアで商品を購入する際に、同ストアが発行するポイントの付与を受けました。このポイントは、次回以降の買い物の際に、1ポイント1円に換算して、決済代金の値引きや景品との交換などに使用できるものです。

その後、そのポイントを商品購入の際に使用しましたが、私が取得又は使用したポイントについて、所得税の確定申告は必要になりますか。

(答)

原則として、確定申告をする必要はありません。

(説明)

- 商品購入に対する通常の商取引における値引きを受けたことによる経済的利益については、原則として課税対象となる経済的利益には該当しないものとして取り扱っています。
- 一般的に企業が発行するポイントのうち決済代金に応じて付与されるポイントの使用については、そのポイントを使用した消費者にとっては通常の商取引における値引きと同様の行為が行われたものと考えられますので、こうしたポイントの取得又は使用については、課税対象となる経済的利益には該当しないものとして取り扱うこととしています。

<参考>

- ▶ ポイントの使用に関する課税関係は上記のとおりですが、ポイントを使用して医薬品購入の決済代金の値引きを受けた場合など、所得控除の対象となる支出にポイントを使用したことが明らかな場合には、
 - ① ポイント使用後の支払金額を基に所得控除額を計算する方法
 - ② ポイント使用前の支払金額を基に所得控除額を計算するとともに、ポイント使用相当額を一時所得の総収入金額として算入する方法のいずれかの方法により、所得金額及び所得控除額を計算してください。
- ▶ 個人事業者の方が企業発行ポイントを取得又は使用した場合の取扱いについては、次の資料をご確認ください。
 - ・ 企業発行ポイントの使用に係る経理処理
 - ・ 共通ポイント制度を利用する事業者及びポイント会員の一般的な処理例
 - ・ 事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方

(所法 36)

○事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方

(令和元年 10 月 1 日現在法令等)

問 事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方を教えてください。

(答)

事業者が商品を購入した際、その取引（課税仕入れ）について仕入税額控除を行うこととなりますが、商品購入時にポイントを使用した場合、消費税の「課税仕入れに係る支払対価の額」は、

- ① ポイント使用が「対価の値引き」である場合には、商品対価の合計額からポイント使用相当分の金額を差し引いた金額（値引後の金額）
- ② ポイント使用が「対価の値引きでない」場合には、商品対価の合計額（全額）となります。

なお、商品購入時に発行されるレシートには、ポイント使用の態様に応じて「課税仕入れに係る支払対価の額」が表示されていると考えられますので、商品を購入した事業者においては、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。

<レシート表記の例>

①のケース：値引き

レシート 〇〇ストア			
東京都…			
2019年10月XX日(土) 16:45			
おちゃ	* 1点	540	540円
ブンボウ	1点	550	550円
ポイント値引き			▲21円
合計			1,069円
8%タイヨウ		530円	
		(内消費税)	39円
10%タイヨウ		539円	
		(内消費税)	49円
現金支払			1,069円
*印は軽減対象			

1,069円が課税仕入れの対価の額となる。

②のケース：値引きでない

レシート 〇〇ストア			
東京都…			
2019年10月XX日(土) 16:45			
おちゃ	* 1点	540	540円
ブンボウ	1点	550	550円
合計			1,090円
8%タイヨウ		540円	
		(内消費税)	40円
10%タイヨウ		550円	
		(内消費税)	50円
〇〇ポイント支払			▲21円
現金支払			1,069円
*印は軽減対象			

1,090円が課税仕入れの対価の額となる。

(注1)

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

そのため、例えば、次のように、日々の記帳段階から取引を税率ごとに区分経理しておくことが考えられます。

①のケース（値引き）

消耗品費(8%対象) 530円 / 現金 1,069円
 消耗品費(10%対象) 539円 /

②のケース（値引きでない）

消耗品費(8%対象) 540円 / 現金 1,069円
 消耗品費(10%対象) 550円 / 雑収入(消費税不課税) 21円

(注2)

コンビニエンスストア等が実施している即時充当（即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法）によるキャッシュレス・消費者還元は、商品対価の合計額が変わるものではありません。

このため、事業者が商品を購入した際に、即時充当による消費者還元を受けた場合には、商品対価の合計額が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります（②のケースと同様）。

【企業発行ポイントの使用に係る経理処理】

○ 事業者が備品等を購入する際にポイントを使用した場合の経理処理は、次のいずれかの方法が考えられます。

- ① 値引処理（ポイント使用後の支払金額を経費算入する処理）
- ② 両建処理（ポイント使用前の支払金額を経費算入するとともに、ポイント使用額を雑収入に計上する処理）

【レシートの表示別の仕訳例等】

① ポイント値引

レシート									
〇〇ストア									
東京都…									
2019年10月XX日(土) 16:45									
おチャ * 1点	540 540円								
ブネウク 1点	550 550円								
ポイント値引	▲21円								
合計	1,069円								
<table border="1"> <tr> <td>8%タイヨウ</td> <td>530円</td> </tr> <tr> <td>(内消費税)</td> <td>39円</td> </tr> <tr> <td>10%タイヨウ</td> <td>539円</td> </tr> <tr> <td>(内消費税)</td> <td>49円</td> </tr> </table>		8%タイヨウ	530円	(内消費税)	39円	10%タイヨウ	539円	(内消費税)	49円
8%タイヨウ	530円								
(内消費税)	39円								
10%タイヨウ	539円								
(内消費税)	49円								
現金支払	1,069円								
*印は軽減税率対象品目									

② ポイント支払

レシート									
〇〇ストア									
東京都…									
2019年10月XX日(土) 16:45									
おチャ * 1点	540 540円								
ブネウク 1点	550 550円								
●●ポイント支払	▲21円								
合計	1,090円								
<table border="1"> <tr> <td>8%タイヨウ</td> <td>540円</td> </tr> <tr> <td>(内消費税)</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>10%タイヨウ</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>(内消費税)</td> <td>50円</td> </tr> </table>		8%タイヨウ	540円	(内消費税)	40円	10%タイヨウ	550円	(内消費税)	50円
8%タイヨウ	540円								
(内消費税)	40円								
10%タイヨウ	550円								
(内消費税)	50円								
現金支払	1,069円								
*印は軽減税率対象品目									

<仕訳例>

次のいずれかで経理

① 値引処理

消耗品費 1,069円 / 現金 1,069円

② 両建処理

消耗品費 1,090円 / 現金 1,069円
雑収入 21円

各取引の消費税率ごとの区分経理は、次の処理が考えられます。

➤ 左記①の場合の消費税の処理

消耗品費(8%対象) 530円 / 現金 1,069円
消耗品費(10%対象) 539円

➤ 左記②の場合の消費税の処理

消耗品費(8%対象) 540円 / 現金 1,069円
消耗品費(10%対象) 550円 / 雑収入(消費税不課税) 21円

※ 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

(参考：キャッシュ消費者還元事業における「即時充当」)

コンビニエンスストア等が実施する「即時充当」は、一般的には、上記②のレシートの「●●ポイント支払」が「キャッシュ還元額」と表示されますが、この場合でも経理処理は変わりません。

○ 共通ポイント制度を利用する事業者（加盟店A）及びポイント会員の取引の概要

ポイント付与時



ポイント使用时

